

海津市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年5月13日に海津市議会第2回臨時会を海津市議場に招集する。

また、同法第102条第4項の規定により、付議すべき事件を下記のとおり示す。

令和7年5月2日

海津市長 横 川 真 澄

記

付議事件名

1. 議長の選挙について
2. 副議長の選挙について
3. 南濃衛生施設利用事務組會議員の選挙について
4. 令和6年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
5. 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
6. 令和6年度海津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
7. 令和6年度海津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
8. 平田町蛇池地内で発生した事故の和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について
9. 令和7年度海津市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについて
10. 海津市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについて
11. 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについて
12. 監査委員の選任につき同意を求めることについて
13. 消防ポンプ自動車の取得について
14. 高規格救急自動車の取得について
15. 大型水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	近 澤 美佳子 君	2 番	寺 村 典 久 君
3 番	古 川 理 沙 君	4 番	片 野 治 樹 君
5 番	橋 本 武 夫 君	6 番	浅 井 まゆみ 君
7 番	北 村 富 男 君	8 番	小 粥 努 君
9 番	伊 藤 久 恵 君	10番	松 岡 唯 史 君
11番	六 鹿 正 規 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	里 雄 淳 意 君		

不応招議員（なし）

令和 7 年 海 津 市 議 会 第 2 回 臨 時 会

◎議 事 日 程

令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長選挙について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 副議長選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 11 報告第 3 号 令和 6 年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 4 号 令和 6 年度海津市月見の里南濃運営特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 13 報告第 5 号 令和 6 年度海津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 14 報告第 6 号 令和 6 年度海津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 15 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 16 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 17 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 18 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 19 議案第 41 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 42 号 財産の取得について
- 日程第 21 議案第 43 号 財産の取得について
- 日程第 22 議案第 44 号 財産の取得について
- 追加日程第 1 議案第 45 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 閉会中の継続調査について
- 追加日程第 3 派遣第 2 号 議員派遣について

◎出席議員（１５名）

1 番	近 澤 美佳子 君	2 番	寺 村 典 久 君
3 番	古 川 理 沙 君	4 番	片 野 治 樹 君
5 番	橋 本 武 夫 君	6 番	浅 井 まゆみ 君
7 番	北 村 富 男 君	8 番	小 粥 努 君
9 番	伊 藤 久 恵 君	10番	松 岡 唯 史 君
11番	六 鹿 正 規 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	里 雄 淳 意 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	副 市 長	大 江 雅 彦 君
教 育 長	服 部 公 彦 君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近 藤 三喜夫 君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補 佐 官	子 安 弘 樹 君	市民生活部長	奥 村 孝 司 君
健康福祉部長	安 立 文 浩 君	産業経済部長	近 藤 康 成 君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古 澤 久 爾 君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱 田 登 君
都市建設部長	伊 藤 隆 八 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	水 谷 守 宏 君
教育委員会事務局長	後 藤 政 樹 君	消防本部消防長	加 賀 誠 君
総 務 企 画 部 総 務 課 長 併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君	総 務 企 画 部 財 政 課 長	小 粥 政 人 君
総 務 企 画 部 企 画 課 長	山 崎 賢 二 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米 山 一 雄

議会事務局
議会総務課長兼
議事総務係長

水 谷 理 恵

議会事務局
議会総務課主任 片 野 征 臣

○議会事務局長（米山一雄君） 皆様、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。ただいまの出席議員中、水谷武博議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

水谷武博議員、議長席に御着席ください。

○臨時議長（水谷武博君） ただいま紹介されました水谷武博でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。御協力をよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○臨時議長（水谷武博君） ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、令和7年海津市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時01分）

◎仮議席の指定について

○臨時議長（水谷武博君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここでしばらく休憩とします。

この休憩は、議長選挙における立候補者の所信表明演説の申出があったために取るものがあります。

（午前9時03分）

○臨時議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時13分）

○臨時議長（水谷武博君） これより海津市議会議長選挙に係る所信表明演説会を開会いたします。

この演説会は海津市議会基本条例第5条第2項に基づき行うものであります。

本会議における議長選挙においては、1人の議員から所信表明申出書の提出がありました。申出者は登壇席において10分以内で所信表明を行っていただきます。なお、所信表明に対して、拍手その他の方法による賛意の表明や、やじその他の方法による反意の表明をしてはならないことになっています。また、所信表明に対し、質疑を行うことはできませんので

御注意願います。

事務局より資料を配付してください。

〔所信表明演説資料を配付〕

○臨時議長（水谷武博君） それでは、8番 里雄淳意議員の所信表明を許可いたします。

○8番（里雄淳意君） 失礼いたします。政和会・清流くらの里雄淳意です。

今回の議長選挙におきまして、所信表明の機会を与えていただき、衷心より感謝申し上げます。

平成12（2000年）年、東京一極集中を是正し、地方の活性化を目指すため、地方分権一括法が施行され、平成26（2014）年にはまち・ひと・しごと創生法、地方創生法が制定されました。これらによって地方議会の役割は大きく変化したと言われています。これまでは、執行機関、首長の活動を監視、是正、抑制するという行政監視機能及び首長提案を基本とした審議が議会の最大の役割であり、今もなお議会における重要な機能ではありますが、時代の変化によって、これらの役割だけでは不十分になってきたと言わざるを得ない状況があります。

議会改革検討委員会が発足し、約6年半が経過しましたが、海津市議会においてもこの時代の変化に即応していかなければならないという必然性が発足に至った背景にあったと感じております。私は委員として発足時から参画させていただいておりますが、直近の約1年半は橋本前委員長から引き継ぎ、委員長を務めさせていただきました。そして、本年3月に念願の海津市議会基本条例を制定することができました。

この議会基本条例にうたわれた内容こそが、現代社会に即応する議会の姿を明示したものであり、この実践がこれからの議会で行き組むべき最重要課題だと考えております。言わば住民の福祉の増進を図るため、議会基本条例制定の始動元年を確実なものとしていかなければならないということでもあります。そして、この歩みを進めていく上で、2つの方向性を議会内の共通理解としていきたいと考えております。

それは、政治学者の礪崎初仁氏が教示されている諮問型議会から政策形成型議会及び自律型議会から協働型議会への転換という方向性であります。

1点目の諮問型議会から政策形成型議会については、首長提案を基本に審査する受動的な審査にとどまるのではなく、首長提案に対し別の選択肢の提案や、地域の課題を取り上げ、議員提案条例などの独自の政策づくりを積極的に行う議会を目指していきたいと考えております。そのために、議会基本条例にうたった議員間討議や常任委員会による政策提言の機能を十分に発揮できる体制整備を行っていききたいと思っております。

2点目の自律型議会から協働型議会については、1点目に述べた政策提案を積極的に行うに当たっては、議会内の枠にとどまるのではなく、市民の皆さんと一緒に汗を流し、考えて

いく体制を整えていきたいと考えております。

これまでも各議員は地域に密着され、真摯に市民の皆様の声は聞かれているのですが、なかなかその声を議案に反映するということが難しい現状があります。どうしても議案に対する審査や対応になると、市役所内、議会内で検討し、調整して決定するという形にならざるを得ないのですが、そうではなく、議案に関しても市民の方の声や民間企業の意見をお聞きし、力をお借りしながら議会の役割を果たしていく、言わば協働型議会への変換を図っていききたいと考えております。

もう既に本市議会では、より広く市民の方の声を聞くためにアウトリーチ型の出張！議員と語ろう会などの取組も始まっていますが、なかなかその取組が周知できていないという課題もありますので、議会基本条例に明文化されている全議員で構成する広報広聴委員会の機能をより充実させていきたいとも考えております。

現代社会に即応していく議会になるために、本市議会で約6年半かけて海津市議会基本条例を制定したことは、あたかも広大な荒野を開拓し、種がまかれたようなものであり、その芽をどう育てるか、その先が重要であると感じております。微力ではありますが、議員各位の御協力をいただきながら公平・公正な議会運営に努めるとともに、市民の皆様から信頼が得られるよう全力で取り組む所存であります。

議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○臨時議長（水谷武博君） 以上で里雄淳意義員の所信表明演説を終了します。

これをもちまして、海津市議会議長選挙に係る所信表明演説会を閉会いたします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（水谷武博君） それでは、日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は地方自治法第118条の規定により行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法について、投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法を行うことがよろしいでしょうか。

〔「投票による選挙を求めます」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水谷武博君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水谷武博君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 近澤美佳子議員及び2番 寺村典久議員を指名いたします。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おきを願います。

では、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（水谷武博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○臨時議長（水谷武博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（水谷武博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、順番に番号を読み上げさせていただきます。

1番 近澤美佳子議員、2番 寺村典久議員、3番 古川理沙議員、4番 片野治樹議員、5番 北村富男議員、6番 小粥努議員、7番 松岡唯史議員、8番 里雄淳意議員、9番 伊藤久恵議員、10番 橋本武夫議員、11番 六鹿正規議員、12番 浅井まゆみ議員、13番 川瀬厚美議員、14番 服部寿議員。

〔投票〕

○議会事務局長（米山一雄君） 臨時議長は最後に投票いたします。

15番 水谷武博臨時議長。

〔臨時議長投票〕

○臨時議長（水谷武博君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○臨時議長（水谷武博君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番 近澤美佳子議員及び2番 寺村典久議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（水谷武博君） 議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、里雄淳意議員12票、川瀬厚美議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、里雄淳意議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（水谷武博君） ただいま議長に当選された里雄淳意議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

里雄淳意議員。

〔新議長 里雄淳意君 登壇〕

○新議長（里雄淳意君） まずもって、議員各位におかれましては、議長に選出していただきまして誠にありがとうございます。

先ほど所信表明でも述べさせていただきましたが、地方議会の役割が大きく変化した、そういう現状を背景に、本市議会においても議会基本条例が制定されました。この現代社会に即応するための議会の姿が明文化、明示されたわけでございます。これをいかに実践できるか、これが開かれた議会、そして市民の皆様に信頼される議会につながると確信しておりますので、どうか議員の皆様方の御協力、御指導、御鞭撻をいただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、執行部におかれましても、二代表制、それぞれ立場は違いますが、目指すところは一つでございます。市政の発展と市民福祉の増進ということでありますので、お互いに切磋琢磨し、協力しながら頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（水谷武博君） ここで臨時議長の職務を終わり、議長と交代いたします。皆様の御協力ありがとうございました。

里雄淳意議長、議長席にお着きを願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（里雄淳意君） それでは、これより議長職を執り行いますので、皆様の御協力をお願い

いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前9時38分)

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時59分)

○議長（里雄淳意君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、お手元に配付してあります議席表のとおり指定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時00分)

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時01分)

◎会議録署名議員の指名について

○議長（里雄淳意君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 古川理沙議員、4番 片野治樹議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（里雄淳意君） 次に、日程第5、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（里雄淳意君） 続きまして、日程第6、副議長の選挙を行います。

この選挙は地方自治法第118条の規定により行うものです。

お諮りします。選挙の方法について、投票によるものと指名推選によるもののどちらの方

法で行うとよろしいでしょうか。

〔「投票をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（里雄淳意君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番 橋本武夫議員及び6番 浅井まゆみ議員を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人とします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっていますので、御承知をお願いします。

では、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。なお、誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

〔投票用紙配付〕

○議長（里雄淳意君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（里雄淳意君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、読み上げます。

1番 近澤美佳子議員、2番 寺村典久議員、3番 古川理沙議員、4番 片野治樹議員、5番 橋本武夫議員、6番 浅井まゆみ議員、7番 北村富男議員、8番 小粥努議員、9番 伊藤久恵議員、10番 松岡唯史議員、11番 六鹿正規議員、12番 川瀬厚美議員、13番

服部寿議員、14番 水谷武博議員。

〔投票〕

○議会事務局長（米山一雄君） 議長は最後に投票いたします。

15番 里雄淳意議長。

〔議長投票〕

○議長（里雄淳意君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。5番 橋本武夫議員及び6番 浅井まゆみ議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（里雄淳意君） 副議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、北村富男議員12票、松岡唯史議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、北村富男議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（里雄淳意君） ただいま副議長に当選された北村富男議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

北村富男議員。

〔新副議長 北村富男君 登壇〕

○新副議長（北村富男君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま副議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに、心より厚く御礼を申し上げます。

壇上に立ち、その責任の重さをひしひしと感じている状況でございますが、皆様に御推挙いただきましたからには、里雄議長をしっかりと補佐し、円滑な議会運営とさらなる議会の活性化に努めてまいりたいと思っております。また、横川市長をはじめ執行部の皆さんと協力し、海津市の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、先輩並びに同僚議員の皆様になお一層の御指導御鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（里雄淳意君）　ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時１５分）

○議長（里雄淳意君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後１時２９分）

◎常任委員会委員の選任について

○議長（里雄淳意君）　日程第７、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第７条第１項の規定により指名します。

議長において指名しました各常任委員を議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君）　発表いたします。

総務産業建設委員に、片野治樹議員、寺村典久議員、水谷武博議員、服部寿議員、六鹿正規議員、里雄淳意義議員、松岡唯史議員、北村富男議員。

続きまして、文教民生委員に、小粥努議員、古川理沙議員、川瀬厚美議員、浅井まゆみ議員、橋本武夫議員、伊藤久恵議員、近澤美佳子議員、以上でございます。

○議長（里雄淳意君）　お諮りします。ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君）　異議なしと認めます。よって、ただいま指名した議員をそれぞれ常任委員に選任することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（里雄淳意君）　次に、日程第８、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により指名します。

議長において指名した議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君）　それでは、発表いたします。

議会運営委員に、古川理沙議員、伊藤久恵議員、橋本武夫議員、松岡唯史議員、小粥努議員、北村富男議員、片野治樹議員、以上でございます。

○議長（里雄淳意君）　お諮りします。ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 1 分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 3 2 分）

○議長（里雄淳意君） 休憩中に各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長に片野治樹議員、副委員長に寺村典久議員。

文教民生委員会委員長に小粥努議員、副委員長に古川理沙議員。

議会運営委員会委員長に古川理沙議員、副委員長に伊藤久恵議員、以上でございます。

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（里雄淳意君） 続きまして、日程第 9、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に六鹿正規議員、北村富男議員、古川理沙議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名した議員を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した六鹿正規議員、北村富男議員、古川理沙議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（里雄淳意君） 続きまして、日程第10、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に横川真澄市長を指名します。

お諮りします。ただいま指名した横川真澄市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した横川真澄市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

◎報告第3号 令和6年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第44号 財産の取得についてまで

○議長（里雄淳意君） これより、議案の審議に入ります。

日程第11、報告第3号から日程第22、議案第44号までの12件を一括議題とします。

市長より報告並びに提案説明を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 本日、令和7年海津市議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会は、去る４月27日に市長選挙及び市議会議員選挙が執行されてから初めての開催となる市議会であります。市民の信頼と負託に応えられるよう、議員の皆様と共に本市の発展のため、力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

それでは、本臨時会に提案いたしました諸議案等につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

まず、報告案件５件について御説明申し上げます。

報告第３号の令和６年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和６年度海津市一般会計補正予算、第６号から第９号までにおいて、繰越明許費を設定した20事業について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

報告第４号の令和６年度海津市月見の里南濃運営特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和６年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第３号）にて、繰越明許費を設定した１事業について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

報告第５号の令和６年度海津市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、令和７年度に繰り越した１事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものであります。

報告第６号の令和６年度海津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、同じく令和７年度に繰り越した４事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものであります。

報告第７号の専決処分の報告につきましては、令和７年１月９日に平田町蛇池地内において、職員が公用車を交差点に進入させた際、相手方車両に接触し損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額について、令和７年３月27日付で専決処分により決定しましたので、地方自治法第180条第２項により報告するものであります。

続きまして、報告し承認を求める案件３件について御説明申し上げます。

報告第８号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和６年度に給付した定額減税調整給付金に不足が生じた方へ早急に不足分を給付するため、令和７年度海津市一般会計補正予算（第１号）を令和７年４月30日付で専決処分により編成しましたので、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第９号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、個人住民税に係る特定親族特別控除及び加熱式たばこ税の課税標準の特例の創設並びに軽自動車税の種別割に係る標準税率の見直しなどの改正を行うため、海津市税条例の一部を改正す

る条例を令和7年3月31日付で専決処分により制定いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第10号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額等を引き上げるため、海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分により制定いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、人事案件1件について御説明申し上げます。

議案第41号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、辻嘉壽雄氏が5月31日をもって監査委員を辞職されることに伴い、下郷敬子氏を新たに委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、その他案件3件について御説明申し上げます。

議案第42号の財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車1台について、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防から2,959万円で購入するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号の財産の取得につきましては、高規格救急自動車1台について、岐阜市金園町9丁目28番地、岐阜トヨタ自動車株式会社から3,190万円で購入するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号の財産の取得につきましては、大型水槽付消防ポンプ自動車1台について、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防から8,340万2,000円で購入するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案等につきましては、概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。
○議長（里雄淳意君） 市長より報告並びに提案説明が終わりました。

なお、報告第3号の令和6年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第4号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告、報告第5号 令和6年度海津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第6号 令和6年度海津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、質疑、討論、採決は行いません。

また、報告第7号 専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑、討論、採決は行いません。

ここでしばらく休憩とします。

(午後1時45分)

○議長（里雄淳意君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時09分)

○議長（里雄淳意君） 日程第16、報告第8号から日程第22、議案第44号までの7件を一括議題とします。

これより順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第8号を採決いたします。

お諮りします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第9号を採決いたします。

お諮りします。報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求める
ことについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第10号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第10号を採決いたします。

お諮りします。報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、報告第10号 専決処分の承認を求める
ことについては、承認することに決定しました。

次に、議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについては人事案件でありま

すので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第42号 財産の取得についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りします。議案第42号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第43号 財産の取得についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿議員。

○11番（六鹿正規君） 以前はこういった財産を取得する場合に、今まで使用しておったものをどうするのかということを話し合った経緯があるんですけども、例えばこれは消防車やね。これを例えば、下取りをするのか、それともオークションにかけるのか、以前は使用しておったものをどうするのかということを議論した経緯があるんですけども、そしてオークションにかけた経緯があるんですけども、今回はそういったことは考えておみえでないのか、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 議案第43号の救急自動車の件ですけども、こちらは昨年の12月に平田町西島地内で交通事故により全損した車の更新でありまして、購入から10年が経過し、13万キロ走行しているということからも、修理が困難ということで更新するものでございます。今回は廃車になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿議員。

○11番（六鹿正規君） 今ちょっと聞き漏らしたんですけども、交通事故を起こしたというわけ。そういうふう聞こえたんだけど、違いますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 救急車ですけども、12月の交通事故です。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿議員。

○11番（六鹿正規君） 消防自動車に関しては、過去にも新しいのがひっくり返ったとか云々ということがありますが、今回も事故が原因ということで替えられるわけですね。私も安全運転管理者講習を受けて安全運転管理者をしておるんですけども、当然行政にも安全運転管理者がお見えだと思います。先ほどから聞いておると、事故を起こしたとか、こすったとかいうようなあれがありますが、これは関連の質疑ですけども、そういった安全運転管理者等講習を受けた方の市役所の中での活動はどのようにしてみえるのか。この案件とは別だから次回にしてくれというふうであれば次回にしますけれども、そういったことがちょっと気になるんですよ。

今回のこれに関しては異議はありませんけれども、ふと関連して、事故が多いものですから、そういったことをちょっとお尋ねしたいなと思って。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 12月の事故を受けて、年度末に海津警察署の交通課長を招いて、全職員に交通安全法令講習会を実施しております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第43号を採決いたします。

お諮りします。議案第43号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第44号 財産の取得についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 川瀬議員。

○12番（川瀬厚美君） 従来、5キロリットルの消防車はあったと思うんですけど、水槽付の消防車は増車するのか買換えなのかお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 今回の水槽付ポンプ自動車の更新につきましては、現在配備の水槽車が21年経過し、不具合がところどころ発生しているということと、さきの東海環

状自動車道供用開始に伴う車両火災などに迅速に対応するために更新するものでございます。
以上です。

○議長（里雄淳意君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第44号を採決いたします。

お諮りします。議案第44号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 財産の取得については、
原案のとおり可決することに決定しました。

市長から、追加議案が提出されております。

お諮りします。議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追
加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 監査委員の選任につき同
意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しまし
た。

追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

◎議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（里雄淳意君） 議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題
とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、5番 橋本武夫議員の退場を求めます。

〔５番 橋本武夫君 退場〕

○議長（里雄淳意君） 市長より提案理由の説明を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） ただいま追加上程いたしました人事案件１件について、御説明申し上げます。

議案第45号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、伊藤誠氏の後任として、橋本武夫氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（里雄淳意君） 市長より提案理由の説明が終わりました。

議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについては人事案件でありますので、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。議案第45号の監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

橋本武夫議員は入場していただきます。

〔５番 橋本武夫君 入場・着席〕

○議長（里雄淳意君） 議場におられる橋本議員に申し上げます。監査委員の選任に同意されましたので報告します。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書の提出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（里雄淳意君） 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本年4月27日に施行の海津市議会議員選挙により議員構成が変わりましたので、改めて派遣第2号 議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第3としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、派遣第2号 議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

◎派遣第2号 議員派遣について

○議長（里雄淳意君） 追加日程第3、派遣第2号 議員派遣についてを議題とします。

本案を議会事務局長が朗読します。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、朗読をいたします。

派遣第2号 議員派遣について。

海津市議会会議規則第165条第1項の規定により、次の議員派遣について議会の議決を求める。令和7年5月13日提出、海津市議会議長 里雄淳意。

議員派遣一覧表を御覧ください。

目的、令和7年度薩摩義士顕徳慰霊祭、姉妹都市交流のため。場所、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県霧島市。期間、令和7年5月24日から25日。派遣議員、水谷武博議員、服部寿議員、川瀬厚美議員、伊藤久恵議員。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第2号 議員派遣について

お諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、派遣第２号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和７年海津市議会第２回臨時会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

（午後２時３０分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和7年6月15日

臨時議長 水谷 武 博

新 議 長 里 雄 淳 意

署 名 議 員 古 川 理 沙

署 名 議 員 片 野 治 樹